

令和2年9月1日（火曜日）

議 事 日 程

令和2年9月1日 午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第29号から議案第39号まで及び報告第2号
（提案理由の説明、決算審査報告）
- 議案第29号 舟橋村議会議員及び舟橋村長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例制定の件
- 議案第30号 舟橋村重度心身障害者等医療費助成条例一部改正の件
- 議案第31号 舟橋村簡易水道事業等給水条例一部改正の件
- 議案第32号 令和2年度舟橋村一般会計補正予算（第4号）
- 議案第33号 令和2年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第34号 令和2年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第35号 令和元年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第36号 令和元年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第37号 令和元年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の
件
- 議案第38号 令和元年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第39号 令和元年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
の件
- 報告第2号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（7名）

1番	古川元規君
2番	良峯喜久男君
3番	加藤智恵子君
4番	杉田雅史君
5番	森弘秋君
6番	竹島貴行君
7番	前原英石君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村長	金森勝雄君
教育長	早川誠一君
総務課長	松本良樹君
生活環境課長	吉田昭博君
会計管理者	田中勝君
代表監査委員	吉川良二君

職務のため出席した事務局職員

事務局長	松本良樹
事務局主任	加藤穰

午前10時00分 開会

開 会 の 宣 告

○議長（森 弘秋君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達しておりますので、令和2年9月舟橋村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（森 弘秋君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 加 藤 智恵子 君

4番 杉 田 雅 史 君

を指名します。

会 期 の 決 定

○議長（森 弘秋君） 日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの11日間とし、審議終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月11日審議終了までとすることに決定しました。

議案第29号から議案第39号まで及び報告第2号

○議長（森 弘秋君） 日程第3 議案第29号 舟橋村議会議員及び舟橋村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件、議案第30号 舟橋村重度心身障害者等医療費助成条例一部改正の件、議案第31号 舟橋村簡易水道事業等給水条例一部改正の件、議案第32号 令和2年度舟橋村一般会計補正予算（第4号）、議案第33号 令和2年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第34号 令

和 2 年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 3 5 号 令和元年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件、議案第 3 6 号 令和元年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 3 7 号 令和元年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 3 8 号 令和元年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 3 9 号 令和元年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件、報告第 2 号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書、以上 1 2 件を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第 3 議案第 2 9 号から議案第 3 9 号まで及び報告第 2 号、以上 1 2 件を一括議題とし、提案理由の説明を求めることに決定いたしました。

（提案理由の説明）

○議長（森 弘秋君） 提案理由の説明を求めます。

村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） おはようございます。

本日、令和 2 年 9 月定例村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも大変ご多忙の中ご出席賜り、深く感謝申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件に先立ちまして、所信の一端を申し上げます。

初めに、保育園の入園希望児童の増加に対する対応についてであります。

去る 7 月 2 1 日の村議会臨時会におきまして、育児休業延長に協力いただく家庭に対し、月額 8 万円を支給する「育児休業延長補助事業」、本村が新たに保育士を 3 人雇用し、ふなはしこども園へ派遣する「保育士雇用事業」、新たに村有の小規模保育施設を整備する「保育施設整備事業」に係ります補正予算の議決をいただきまして、鋭意事業を進めているところであります。

現在の進捗状況を申し上げますと、まず保育士雇用事業では、無事に保育士 3 人の雇用が決まりまして、既にふなはしこども園への派遣を始めております。

次に、保育施設整備事業についてであります。7 月の議会臨時会でご説明させていただきましたとおり、当初の計画では、今年度の途中入所希望数、出生数・出生予定数（母

子健康手帳の発行部数など）から令和3年度以降の園児数を推計した結果、0歳から2歳の未満児受入れが極めて困難になるものと判断したことから、未満児19名の保育受託を目的に、こどもきちの敷地内に、今年度新たに小規模保育施設を整備し、来年4月から、こども園が既存の1施設、小規模保育施設が既存1施設と新規1施設の計3施設で対応していく予定でありました。

しかし、このことが7月のマスコミ等の報道で大きく取り上げられ、入所希望児童の増加に伴う待機児童対策として、本村が小規模保育施設を新設することが広く知られることとなった事由から、保護者の方から入園（入所）につきまして、問合せが急増いたしました。

その内容からは、現在事業所内保育所を利用しているが、3歳から村保育施設への転園を希望している児童がいること。現在は村外の保育施設を利用しているが、途中から村保育施設への転園を希望している児童がいること。村内に新居を建築中または建築予定で、近年中に村へ転入予定の児童がいること等。さらに、一定数の入園（入所）希望児童が存在していることが把握できたのであります。

これらの児童数を加算しまして、令和3年度から5年度に至る入所児童数を再度推計いたしましたところ、把握している未満児だけではなく、令和5年度には、3歳から5歳の以上児についても受託先が不足することの可能性があることや、リラフォートふなはし、オレンジタウン、竹内団地のことでございますが、丸和団地をはじめ、近年村内にできた団地やアパートには、新婚家庭や小さなお子さんのいるご家庭が多いこと。さらには、本村の出生率が急上昇している等の現状から、早ければ令和4年度には、当初予定していたこども園1施設、小規模保育施設2施設体制では、3歳以上児の受入れが極めて困難になる可能性が想定されたのであります。

このことに鑑み、今年度整備いたします保育施設では、当初予定していました施設面積を拡充する整備を行い、令和3年度は、当初の計画どおり、ふなはしこども園、ふなはしことり園、既存小規模保育施設のことでございます。新小規模保育施設の3施設で運営いたします。一方、令和4年度からは、この3施設のうち、ふなはしことり園と新小規模保育施設の小規模保育施設を統合いたしまして、新たに、仮称であります、「新保育園」として運営を始めることで、既存のこども園と新保育園の両施設での保育体制を確立いたします。

次に、令和4年度から運営いたします新保育園の定数は60人を予定しております。

その運営形態につきましては、公設の民営化を検討しているところであります。また、新保育園として整備されます施設のこどもきち内には、既存の村が直営する学童保育施設があり、当該施設と併用することになりますので、令和4年度から新保育園は、学童保育施設と一体化により運営する方針で、現在、県内の保育事業者等を対象にサウンディング調査を進めているところであります。

今後のスケジュールにつきましては、今年10月には、新保育園建設工事の入札及び新保育園運営事業者のプロポーザルを実施してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本村を選んでいただいた子育て世帯の皆様の期待に十分応えられるよう最大限努めてまいる所存でありますので、ご理解を賜りたいと、お願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしております案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第29号 舟橋村議会議員及び舟橋村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、選挙公営に所要の事項を定めるものであります。

議案第30号 舟橋村重度心身障害者等医療費助成条例一部改正の件につきましては、新たに65歳未満の精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象者に追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第31号 舟橋村簡易水道事業等給水条例一部改正の件につきましては、水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第32号 令和2年度舟橋村一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ6,632万3,000円を追加し、予算の総額を23億4,778万6,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、新型コロナウイルス感染防止対策に係る費用690万2,000円、舟橋村安全運転装置補助事業に係る費用75万円、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービス実証に係る費用654万6,000円、舟橋村長選挙の選挙公営に係る費用202万3,000円、保育施設増築の増加工事に係る費用1,500万円、小学校プール前公園整備に係る費用658万円、児童公園再整備工事の増加工事分に係る費用1,907万1,000円等を追加するものであります。

これに要する財源といたしましては、村税675万8,000円、国庫支出金1,032万2,000円、前年度繰越金2,786万6,000円及び村債1,800万円

等を充当しております。

議案第 33 号 令和 2 年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 68 万 2,000 円を追加し、予算の総額を 1 億 8,049 万 7,000 円とするものであります。

今回の補正は、国民健康保険システムの改修に係る費用であります。

これに要する財源といたしましては、県支出金を充当しております。

議案第 34 号 舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 71 万円を追加し、予算の総額を 6,196 万円とするものであります。

今回の補正は、水源地の水質監視項目に係る検査手数料 21 万 5,000 円及び県道富山上市線給水管移設に係る費用 49 万 5,000 円であります。

これに要する財源といたしましては、簡易水道手数料 15 万円及び雑入 49 万 5,000 円等を充当しております。

議案第 35 号から議案第 39 号につきましては、令和元年度一般会計及び特別会計 4 件の歳入歳出決算につきまして、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

報告第 2 号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書の件につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。

以上、提案いたしました案件につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

（決算審査報告）

○議長（森 弘秋君） ここで、令和元年度舟橋村一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の監査報告を求めます。

代表監査委員 吉川良二君。

○代表監査委員（吉川良二君） ただいまご指名を受けましたので、令和元年度の舟橋村一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算につきまして、ご報告を申し上げます。

決算審査は、去る 8 月 20 日と 21 日に、地方自治法 233 条第 2 項の規定に基づき

まして、舟橋村一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各種基金について審査をいたしました。

審査に当たっては、各会計別決算書並びに決算附属資料等に基づき、関係諸帳簿・証拠書類等を照合し、関係職員の説明を求めるとともに、例月出納検査の結果を参考に審査いたしました。

その結果、各会計別決算の決算計数は符合しており、適正かつ正確に処理されておりました。

審査の意見といたしましては、1、村税等における滞納繰越の徴収については、収納率が上がっていない。今後もコロナ等の影響を考慮し、住民に寄り添いながら、かつ、成果を上げてほしい。2、公共施設における内部の機能については、多方面からの議論を促し、取捨選択について検討されたい。3、財政調整基金の減少や起債残高の増により、今後、財政健全化指数等の数値の上昇が見込まれる。住民に対して不安を与えないように、今後の村政運営について、これからも丁寧に説明責任を果たしていただきたい。

以上、決算の概要を簡単にご報告申し上げまして、決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 監査報告が終わりました。

散 会 の 宣 告

○議長（森 弘秋君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前10時21分 散会